

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

— 第3期塩竈市障がい者プランを策定しました —

【第3期塩竈市障がい福祉計画】

基本理念

「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」

第2期障がい者プランの基本理念を継承したうえで、さらに第5次塩竈市長期総合計画の目標「だれもが安心して暮らせるまち ともに支え合う福祉のまちづくり」を踏まえた基本理念としました。

基本目標

目標 1 ともに生活できるまち

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進や生活環境の整備など、地域でともに生活できるまちづくりを進めます。

目標 2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

障がいのある人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしのできるまちづくりを進めます。また、療養体制と教育の充実、雇用と就労の支援、文化活動やスポーツ活動による社会参加の促進、社会的自立の支援などの充実を図ります。

目標 3 ともに安心した暮らしができるまち

障がいのある人もない人、ともに安心した暮らしができるまちづくりに向け、保健・医療・福祉などの連携促進、防犯・防災対策、相談体制の充実と人材育成、地域生活の支援などの充実を図ります。



▲写真上)地域活動支援センター「藻塩の里」の活動の様子。
写真下)塩竈市ひまわり園の活動の様子。

<第3期塩竈市障がい者プラン>

本プランは、平成30年度から6年間の計画期間として、「障がい者福祉計画」「障がい福祉計画」「障がい児童福祉計画」を一体的に策定するもので、4月1日から実施します。

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障がい者福祉計画	第3期 障がい者福祉計画					
障がい福祉計画	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画		

- ・塩竈市障がい者福祉計画(第3期)は障害者基本法に基づき、障がい者福祉の施策の方向性を示す計画です。
- ・塩竈市障がい福祉計画(第5期)は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの具体的な目標値などを3年間の計画として定めるものです。
- ・塩竈市障がい児福祉計画(第1期)は、児童福祉法に基づき、障がい児への福祉サービスの具体的な目標値などを3年間の計画として定めるものです。

施策の方向

<第5期塩竈市障がい福祉計画>

施策の方向	サービスなどの提供体制確保に関する目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	福祉施設からグループホームなどへの移行者数：3人
地域生活支援拠点施設の機能強化	平成29年度、2市3町の共同事業により開所。拠点施設の機能強化を図っていきます。
福祉施設から一般就労への移行	就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数：7人
就労移行支援事業の利用者数および事業所数	就労移行支援事業の利用者数：18人 就労移行率3割以上の事業所数：1事業所
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉の関係者による協議の場の設置：1カ所

<第1期塩竈市障がい児福祉計画>

施策の方向	サービスなどの提供体制確保に関する目標
保育所等訪問支援の充実	障がいのある子どもの地域社会への参加や地域の包容を推進していきます。
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置
重症心身障害児を支援する事業所の確保	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数：1カ所 重症心身障害児を支援する放課後などデイサービス事業所の設置数：1カ所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	保健、医療、福祉などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置：1カ所

☎生活福祉課障がい者支援係 ☎364-1131